

神戸川の河川環境等に関する協議会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「神戸川の河川環境等に関する協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 平成29年3月10日付けで島根県、出雲市、飯南町、美郷町及び中国電力株式会社の5者が締結した確認書(以下「確認書」という。)第3条に基づき、神戸川の河川環境等に関して、水利使用者、流域関係者、河川管理者等(以下「流域関係者」という。)が、学識者を交えて神戸川の河川環境の保全等についての情報共有、意見交換を行い、関係者間の信頼関係の醸成を図ることを目的とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、情報共有や意見交換を行うものとする。ただし、確認書第4条第2項及び第5条により「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」において協議することとした事項を除く。

- (1) 神戸川の河川環境に関する事項
- (2) 流域関係者による神戸川の環境保全等の取り組みに関する事項
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

2 協議会は、「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」に、意見を提出する。

(組織)

第4条 委員の構成は別表のとおりとし、委員は島根県土木部長が委嘱する。

- 2 協議会は、委員21人以内及びオブザーバーで組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

(座長)

第5条 協議会に座長を置き、学識を有する委員の中から選任する。

- 2 座長は協議会の運営と進行を総括する。
- 3 協議会に副座長を置き、委員の中から座長が指名する。
- 4 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会は原則公開とし、公開方法については協議会で定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、島根県土木部斐伊川神戸川対策課に置く。

- 2 事務局は、協議会運営に係る庶務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

委員

学識を有する者（水環境・生物・河川工学・社会科学）
水利使用者を代表する者（農業者・中国電力）
神戸川漁業協同組合を代表する者
流域住民を代表する者（出雲市、飯南町の推薦する者）
島根県を代表する者
出雲市を代表する者
飯南町を代表する者
美郷町を代表する者
河川管理者

オブザーバー

中国地方整備局出雲河川事務所

調整会議と「神戸川の河川環境等に関する協議会」との関係

神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議 (会長：島根県副知事, H25年3月設置)

中国電力潮発電所水利使用に関して、神戸川の河川環境保全等の観点から、関係自治体はその対応方針について、関係者の意見を聞きながら、協議・調整を行う。

【委員構成】

- 島根県副知事・出雲市長・飯南町長・美郷町長
- 幹事：島根県（土木部長）出雲市（副市長）飯南町（副町長）美郷町長（副町長）
- オブザーバー：島根県（農林水産部 農業次長・水産次長）

調整会議での検討事項

①令和3年度 中間検討（確認書第4条第2項） 令和4年3月24日開催

- ・協議会意見、モニタリング等の調査結果を踏まえ、中国電力の取組・河川環境を検討
- ・必要な場合は、それぞれの機関に対し対策を提案

②水利使用期限（令和9年3月31日）に向けて再検討（確認書第5条）

- ・協議会における意見等を踏まえ、分水の必要性を含め、様々な角度から再検討

意見を求める

意見を提出

調査結果の見解を説明

神戸川の河川環境等に関する協議会 (座長：学識経験者から選任) 確認書第3条に基づきH29年6月設置

【目的】河川環境等に関する情報共有・意見交換を行い、関係者間の信頼関係の醸成を図る。

【協議会の事務】

- ・神戸川の河川環境等に関する事項
- ・流域関係者による神戸川の環境保全等の取り組みに関する事項
- ・その他、目的を達成するために必要な事項

【協議会の委員構成（定員20名）】

- 学識経験者
- 水利使用者（農業関係者・中国電力）
- 神戸川漁協
- 流域住民代表（神戸川再生推進会議を結成）
- 島根県（河川課）・出雲市・飯南町・美郷町
- 河川管理者（出雲県土整備事務所）
- オブザーバー 出雲河川事務所
(必要に応じて構成員以外から意見聴取)

幹事会（会長：飯野島根大学教授）

構成：学識者、出雲市・中国電力・流域住民代表・事務局

意見交換

神戸川の河川環境調査に関する専門家委員会

- ・座長 三瓶島根大学教授
- ・調査への意見、助言

調査の報告

意見

協議会の意見を踏まえ、それぞれの機関において河川環境改善の必要な取り組みを実施（確認書第4条）

取組を報告

- 中国電力
- 島根県
- 出雲市
- 飯南町
- 美郷町